



# 環境省報道発表

令和5年5月18日（木）

## 高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥サーベイランスの 対応レベル「3」から「2」への引き下げについて

<北海道同時発表>

1. 北海道札幌市における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（野鳥国内242例目等）を受け、野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきました。
2. その後、野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和5年5月17日（水）24時に当該区域を解除しました。
3. これにより、指定している野鳥監視重点区域が1箇所（山形県飯豊町）となったことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル3」から「対応レベル2」に引き下げます。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先  
環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室  
代 表：03-3581-3351  
直 通：03-5521-8285  
室 長：東岡 礼治  
室長補佐：村上 靖典  
室長補佐：庄司 亜香音  
係 長：木富 正裕

## ■ 野鳥監視重点区域について

・ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、同区域での続発がなければ以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。

## ■ 対応レベルについて

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生状況により環境省が野鳥サーベイランスの対応レベルを設定し、対応レベルに応じて、鳥類生息状況等調査（野鳥の異常の監視等）とウイルス保有状況調査（死亡野鳥等調査、糞便採取調査）を実施しています。
- ・ 現在指定している野鳥監視重点区域（山形県飯豊町）については、当該区域内での続発がなければ、令和5年5月18日（木）に解除する予定です。国内の野鳥監視重点区域がすべて解除となった場合は、対応レベルを1に引き下げます。

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※ 対応レベルに応じた各調査の実施基準は下表のとおりです。

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	10月から12月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取
対応レベル2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化緊急調査発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

**【参考情報】**

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

以上